

令和6年3月7日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

- 1 日 時 令和6年3月7日（木）
午前9時56分から午後1時26分まで
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 事 件
- (1) 議案第33号 宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
 - (2) 議案第42号 宇部市体育施設(宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設)に係る指定管理者の指定の件
 - (3) 議案第43号 工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事）
 - (4) 議案第27号 宇部市介護保険条例中一部改正の件
 - (5) 議案第28号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件
 - (6) 議案第29号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件
 - (7) 議案第30号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件
 - (8) 議案第31号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件
 - (9) 議案第32号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件
 - (10) 報 告 元職員による生活保護費横領等事件への対応について
 - (11) 議案第49号 調停の成立について
 - (12) 報 告 宇部市立小中学校適正規模・適正配置に係る答申について
 - (13) 報 告 「宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の改正について
 - (14) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について
 - (15) そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	鴻池博之君	副委員長	浅田徹君
委員	芥川貴久爾君	委員	五十嵐仁美君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	真宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第33号 宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

こども未来部

部長	谷山幸恵君
次長	原田研治君
保育幼稚園課長	上村圭二君
同課副課長	山田将司君

- (2) 議案第42号 宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る指定管理者の指定の件

- (3) 議案第43号 工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事）

観光スポーツ文化部

部長	富田尚彦君
次長	青山佳代君
次長	白井幸雄君
スポーツ振興課長	荒武則弘君
同課主幹	岡田英治君
同課副課長	東野伸行君

- (4) 議案第27号 宇部市介護保険条例中一部改正の件

- (5) 議案第28号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件

- (6) 議案第29号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

(7) 議案第30号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例中一部改正の件

(8) 議案第31号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正
の件

健康福祉部

部 長	佐々木 里 佳 君
次 長	島 田 伸 弘 君
次 長	加 生 明 美 君
高齢者総合支援課長	清 水 好 恵 君
同課副課長	佐 藤 太加夫 君
同課副課長	伊 藤 淳 君

(9) 議案第32号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

健康福祉部

部 長	佐々木 里 佳 君
次 長	島 田 伸 弘 君
次 長	加 生 明 美 君
保険年金課長	重 村 一 郎 君
同課副課長	小 川 直 子 君

(10) 報 告 元職員による生活保護費横領等事件への対応について

健康福祉部

部 長	佐々木 里 佳 君
次 長	島 田 伸 弘 君
次 長	加 生 明 美 君
生活支援課長	重 富 暁 夫 君
同課副課長	岡 田 育 夫 君

(11) 議案第49号 調停の成立について

教育委員会

教 育 長	野 口 政 吾 君
部 長	床 本 博 君
次 長	水 津 正 実 君
教育施設課長	藤 井 克 彦 君

同課副課長 河野 剛 君

(12) 報 告 宇部市立小中学校適正規模・適正配置に係る答申について
教育委員会

教 育 長 野 口 政 吾 君

部 長 床 本 博 君

次 長 水 津 正 実 君

教育総務課長 三 好 きみ代 君

同課副課長 島 谷 和 典 君

同課副主幹 平 山 純 子 君

(13) 報 告 「宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の改正
について

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君

次 長 石 川 綾 子 君

次 長 村 岡 和 弘 君

人権・男女共同参画推進課長 片 岡 由美子 君

同課副課長 山 口 進 君

(14) 報 告 宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について

市民環境部

部 長 黒 瀬 寛 文 君

次 長 石 川 綾 子 君

次 長 村 岡 和 弘 君

環境政策課長 神 代 克 徳 君

同 課 主 幹 田 辺 義 和 君

同課副課長 西 岡 茂 君

8 事務局職員出席者

書 記 矢 田 亜矢子 君

—— 午前9時56分開会 ——

委員長（鴻池 博之 君） 皆さんおはようございます。

それではちょっと早いですけれども、皆さんお揃いですので、ただいまから委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります。現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（鴻池 博之 君） それではまず、議案第33号宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 こども未来部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第33号宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件につきまして、担当の保育幼稚園課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

執行部 こども未来部保育幼稚園課でございます。

議案集の115ページを御覧ください。

議案第33号宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件についてでございます。

こちらにつきましては、国が定めております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちらの一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、議案集の117ページ、こちらのほうを御覧いただけますでしょうか。

こちらの条例第23条におきまして、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直しまして、書面掲示に加え、インターネットを利用しての公衆の閲覧に供することとするものです。

また、議案集の119ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらの条例第53条におきましては、紙媒体以外による記録の交付または提出の表現を磁気ディスク及びシー・ディー・ROM等の具体的な表現から、媒体の種類を示さない電磁的記録媒体とし、文言の適正化を図るものです。

こちらの今説明させていただきました、条例第23条と第53条につきましては、国が進めておりますデジタル改革、規制緩和、行政改革を一体的に実行するために設置されましたデジタル臨時行政調査会におきまして、令和4年6月に示されましたデジタル原則に照らした規制の一括見

直しプラン、こちらにおきまして書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については、順次見直しをとなっておりませんが、そのため、国の基準の一部改正がありましたことに伴いまして、市の条例も改正するものでございます。

その他の改正といたしましては、議案集、前に戻りますが、117ページ、こちら条例第15条におきましては、引用等の条項ずれを行います。

また、118ページになりますが、こちら条例第35条第3号は字句の修正、条例第36条第3項は、読み替え規定の追加を行うものでございます。

なお、今回の条例改正の施行期日は公布の日、第23条だけにおきましては、令和6年4月1日としております。

簡単ですが説明のほうは以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようであります。討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第33号宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

こども未来部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第42号宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る指定管理者の指定の件について、市議会の議決を求める件でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明しますのでよろしく願いいたします。

執行部 それでは、御説明を申し上げます。

議案集の145ページを御覧ください。

資料の1ページ目を御覧ください。施設の位置図になります。

本件につきましては、宇部市恩田運動公園内の俵田翁記念体育館や野球場など4施設の指定管理期間が、令和6年3月31日をもって満了となることから、このたび指定管理候補者を選定したところです。

資料の2ページを御覧ください。

指定管理候補者、指定の期間について記載しております。

指定管理候補者は宇部市体育協会グループ、代表団体は公益財団法人宇部市体育協会、理事長千葉泰久、構成団体は美津濃株式会社となっております。

次に、指定の期間ですが、期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間としております。

これは、令和7年4月に屋根付きグラウンドやにぎわい交流施設、都市型スポーツエリアなど公園全体のリニューアルが完了することから、令和7年に改めて、全ての施設の指定管理の指定を行うため、期間を1年としているものです。

資料の3ページを御覧ください。

指定管理候補者を選定するまでの経緯についてですが、恩田スポーツパーク整備・管理運営業務は、設計、建設、維持管理、運営までを一体的に担う事業者候補を、公募型プロポーザル方式により募集し、令和5年4月29日にプロポーザル審査選定委員会における審査結果を踏まえ、美津濃株式会社を代表企業とする美津濃グループを優先交渉権者に決定しました。

令和5年12月28日には、美津濃グループより本施設の維持管理運営業務を行うために結成した共同事業体である宇部市体育協会グループを申請者とし、指定管理者指定申請書が提出されたことから、申請内容を確認し、適正と認められることから、本施設の指定管理者の候補を宇部市体育協会グループに決定しました。

事業者選定に当たって、恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル選定委員会の審査結果は、資料3ページに記載のとおりです。

このたび指定の議決をいただきましたら、指定の告示、指定管理への指定通知、市民への周知を経て、年度内に基本協定を、令和6年4月に年度協定をそれぞれ締結することとしております。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。芥川委員。

委員（芥川 貴久爾 君） 参考資料で、3者ということなのですから、Aグループの

「提案価格に関する提案」が、点数がいいということは当然、金額が安いということなのですか。

執行部　そうですね、金額が、価格については。

委員（芥川 貴久爾 君）　ほかのところはもう皆……。

すみません。いいということで、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君）　ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君）　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第42号宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君）　全会一致です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君）　次に、議案第43号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部　続きまして、議案第43号工事請負契約締結の件でございます。

これは、恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長が御説明しますので、よろしく願いいたします。

執行部　御説明させていただきます。

議案集の147ページを御覧ください。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業における施設整備工事のうち、屋根付きグラウンド新築工事に関するものです。

工事場所は、議案集148ページを参考図として記載しております。

野球場と陸上競技場の間、恩田運動公園の中央付近となっております。

請負金額は2億1,350万7,700円とし、令和6年1月12日に仮契約を締結しており

ます。

契約の相手方は、恩田スポーツパーク整備管理運営業務の受託事業者である美津濃グループの代表企業である美津濃株式会社、代表取締役社長水野明人です。

契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約です。

議決後、着工し、完成期間は令和6年10月31日までとしております。

資料を御覧ください。

1ページ目に、施設イメージ。2ページ以降に断面図、平面図を掲載しております。

施設の躯体構造は鉄骨造り、屋根は骨組膜構造となっております。

施設の大きさは長さ51.7メートル、幅31.7メートルの軒高は9メートルとなっております。

グラウンド部分は長さ46.1メートル、幅31.7メートル、人工芝を敷設します。

多目的活用スペースとして、ステージ部分、長さ5.6メートル、幅31.7メートル、有効面積は約100平米となっております。

屋根付きグラウンドでは、フットサルをはじめ野球やサッカー、ダンスの練習、幼稚園の運動会など多目的に利用することを想定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。志賀委員。

委員（志賀 光法 君） 御説明ありがとうございました。

多目的ステージについては、奥行きであるとか、平米数はお聞きしたのですが、高さはどのぐらいなのでしょう。

執行部 人工芝の面から1メートルほど高くなった位置に、ステージとして設置したと思いません。

委員（志賀 光法 君） 例えば、幼稚園とか保育園のということを御案内いただきましたが、高さは1メートルであるということはかなり高いということと、そういう防御柵といいますか、転落防止というのは何か考えていらっしゃるのですか。

執行部 一応今、ステージということで設定しておりますので、転落防止の柵というのは、今、用意しておりません。

委員（志賀 光法 君） それから、ステージに上がるエントリーといいますか、この図面でいうと、上側になるのですかね。どこから上がるようになるのでしょうか。その辺りをちょっと詳しく。

執行部 図面で言いますと、左側に階段を設けて、そこから上がるのと。ここは高さが、実は

奥のほうが1メートル高いということで、奥の建物から、レベルとか、障害なく、バリアフリーでステージまで入れます。

委員（志賀 光法 君） ちょっとイメージでは分からないけれども、奥側はもうグラウンド面と同じ高さで低くなっているということですか、手前側が。

執行部 人工芝の部分が1メートル低くなっています。だから、奥側のステージは園路と同じ高さです。園路内の勾配をうまく使って、低いところと高いところということでステージの形状とさせております。

委員（志賀 光法 君） それと参考資料の1ページには、すっきりした形の防球ネットがあると思うのですが、これは、見たままの、余り目立たないようなものなのでしょうか。

執行部 ネットについては、目立たないものを設置するような今計画をしております。

執行部 ちょっと若干補足しますと、色的なものにつきましては、よく緑色があるのですが、あれはかなり目立つと思うのですけれども、一応考えておりますのが茶系なので、見た目にはついているのがなかなか分かりにくいような状況にはなろうかと思えます。

以上です。

委員（志賀 光法 君） 中で、どんなイベントをされるか分かりませんが、やはり注目を集めるようなイベントであれば、中が透明に近い形で見られたり。ときわ動物園の何か、ネットが分かりづらいような構造がありますので、その辺を気をつけていただきたいのと、この防球ネットについて、通常であれば、開閉できると思うのですけれども、こういう構造的にはどうなるのでしょうか。

執行部 外に面した部分については、基本固定式で、当然通路の出入り部分というのを両サイド用意させていただいています。真ん中ではないのですが、仕切りのネットを用意していますので、2分割して活用できるような形も想定しております。

以上です。

委員（志賀 光法 君） いろいろな活用の想定がされると思うのですが、例えば、有名な選手のゲームをこの中でやったりとかあると思うのです。そうした場合は、観客側からの、倒れ込みとか、安全性が必要と思うのですけれども、その辺については、今のところ施設にそういう設備はないということでしょうか。

執行部 フェンス的なもので、中に倒れ込むのを止めるというような設備というのは、今回想定しておりません。

委員（志賀 光法 君） 最後に要望ですけれども、いろいろな団体が利用される、特にステージについては利用されると思うのですけれども、やはり安全面がちょっと心配なので、利用規定であるとか、その他でしっかりと使用者側に安全配慮対策をとるようなことを入れ込んだものにしていただきまして、多くの方が利用しやすい施設にしてください。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 先ほどの説明で、公募型プロポーザルでプランを決めたというふうに言われたのですよね。この資料の平面図を見て、コートが下に描いてあるのですが、多分、ハンドボール、写真はハンドボールみたいな線ですが、縦に2つあるのは……。まず、ちょっとそれ、何のスポーツですか。

執行部 まず、このデザインについては、プロポーザルで、このデザインを選んだのではなくて、選定業者として、まず、業者選定をした後に、再度提案を頂きました。その中でこの施設については、フットサルの公式の大きさと、レクリエーションでやるフットサルの大きさということで、2種類御提案を頂きました。

今、絵にあるのは、公式サイズの大きさのフットサル。中に2つあるのは、レクリエーションで行うためのフットサルのラインになろうかと思います。

委員（猶 克実 君） 私も今質問を聞く意図を持っているので、聞いたことだけ答えていただければ順番に聞いていきますので。聞きたかったことは、コートの外のスペースが、今上が1.5メートルで、右のステージ側が2.75メートルで、これは、普通のスポーツ施設よりもコートの外が狭いように感じるのですよ。

これを選定するとき、市のほうは、全体の大きさ、面積のほうを指定されたのか、それとも、このコート自体が——ちょっとコートの外を、例えば選手が中でやって勢い余って外に飛び出ていくということが、コートはあるわけですね。遊びの部分というのは、テニスでも何でもあるのですけれども、意外とこれは狭いのですよね。

だから、これは市のほうが指定した全体の大きさですか、それともプロポーザルのほうで、言ってきた寸法ですか。

執行部 仕様の中においては、40メートル以上ということで、市のほうは40メートル以上ということで指定をさせていただきました。その中で競技を行う際に、安全な余白地を確保した中で、事業者からの提案で46.1メートルの長さというのを提案いただきました。

委員（猶 克実 君） 今、志賀委員からもあったのですけれども、ちょっと安全面のことで、私もちょっと気になって——多目的ステージが1メートルというのは、断面図見ると、その壁がコンクリートの上に立っていますよね。2.750しかクリアランス（間隔）がないということで、選手がそれに飛び込んでいく可能性があるなというのをちょっと心配したのですよ。その安全面のチェックはどこでやられたのですか。このコートで大丈夫でしょうと過去に造っている感じとかということでしょうか。

執行部 このコートのサイズについては、現在、俵田翁体育館のほうで、フットサルのトップリーグのほうが行われています。そのレギュレーションでコートの長さ40メートル、プラス

余白地2メートルという指示を頂いています。それに合わせたものということで、適正と捉え、省略しました。

委員（猶 克実 君） それで、このパースの絵を見ると、ベンチが置いてあって、ところがクリアランスが1.5メートルしかないところにベンチが置いてあるのですけれども、実際にこの絵が描いてあるが、これ漫画であると言われれば納得するのだけれども、安全面でこの大きさで大丈夫かなというのはちょっと気がかりであります。

もう少し大きいのではないといけなかったのかと、一瞬疑うのですけれども。ベンチなどを置くスペースはとてでもないけれども、ないでしょう。パースのほうに描いてあります。

執行部 今、委員さんからお話しいただいたのですが、この絵ですね、少しサイズ感が若干違うみたいで、幅31.7メートルに対してフットサルのコートが25メートルあるという決まりなのですが、ちょっと絵のほうと実際の寸法がちょっと違うのですが、この下の2ページ目の平面図、この絵を見ていただくと、真ん中に3つ丸い円があり、半円があるのですか。半円のすぐ下に、横に長い一本線があるのですが。そうですね、すみません、平面図の下から2本目の横に長い線が確認できますでしょうか。

今、絵に描かれているラインが、下から1本目の線、これは縦に使った場合の線になろうかと、短い面で、2面つくったときの線になろうかと思えます。

委員（猶 克実 君） 平面図がちょっと違うのですか。

執行部 絵がちょっと違う。

委員（猶 克実 君） あと、もう1件。先ほどステージについて、ある程度余裕があるということで、ステージのほうは、これ学校の体育館というのとは一緒ではないけれども、実際1メートルのところの落差で、反対側にうっかり落ちるということはないですかね。手すりがないのですか。

執行部 公共工事とかで使う転落防止柵などにつきましては、1.5メートル以上あると転落防止柵をつけなければいけないという決まりはございます。今、高さが1メートルですので、あとステージとして使うということで、猶委員が言われたとおり、講堂とか、ステージもやはり1メートルぐらいありますので、そんな感じで使っていただければということで、ここは事業者の提案で出てきたものです。私どもも、通常の体育館のステージと同じ高さということで了承したところでございます。

委員（猶 克実 君） 4方向ですね、全部解放しないという、ちょっと、建築基準法上の確認をしていただいて、例えば、利用等によっては、差し込み手すりを持たせる設備もありますから、ちょっと確認だけしておいてください。

執行部 分かりました。

委員（猶 克実 君） 何か、うっかり落ちるような気がするので、後ろ、4方向に手すり

がないというのは、普通、1方向だけであれば、人間の目では見えるのだけれども、後ろには目がないから、それがちょっとしていただきたいと。

それから、もう1点、屋根のこの構造を選択されたときに、宇部は特に台風が強いのですけれども、吹き上げの件で、ぱっと見た感じ、台風のとくにぶっ壊れてしまうような気がするのですが。大丈夫ですよという返事をもらうような質問になったのですが。

執行部 事業者との協議の中で、吹き上げについては、十分——ここについては、風も結構吹く場所なので、十分考慮するようということの中で、安全であるということで御提案を頂きました。間違いない、大丈夫というふうに思っております。

委員（猶 克実 君） 言いたいことはね、プロポーザルで業者からの提案だからということで今回出ているわけだから、市のほうで安全の基準については検討しておいてくださいと、そういうことです。

執行部 1点ちょっと補足ですけれども、4方向ステージが高いというふうな今お話であったのですが、2ページ目の断面図を見ていただいて、ステージの右側、これは今、落ちているように見えるのですが、ここからレベルで、高さは全レベルでバリアフリーで全部いけるので、実際には横には手すりを当然設置させていただくので、オープンになっているのは前側だけということで、ちょっと補足です。

委員（猶 克実 君） 前側には、下を向いている人のために、何かつけるとか、マークをつけるという感じですか。とにかく、プロポーザルであるということで、よしとしないで、市のほうは安全管理をよろしくお願いします。再確認です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。吉松委員。

委員（吉松 剛 君） 照明について、どうなっていますかということと、これ夜間の使用とか、あと照明がもしあるのであれば電気代もかかってきますけれども、部分的に使用できるのか、全体なのかというのを教えてください。

執行部 照明についても、レクリエーションが楽しめる照明の照度というのを確保し、ほぼ体育館と同じ照度になると思うのですけれども、照明はつけさせていただいています。

LED照明ということで、基本的には、全面でないといつけられないというのではなくて、部分的に灯をつけるということは可能な状態を今考えています。

委員（吉松 剛 君） 使用時間は、利用時間。

執行部 利用時間についてはグラウンドと同じ利用時間ですので、21時までを想定しています。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第43号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） それでは次に、議案第27号宇部市介護保険条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第27号宇部市介護保険条例中一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

これは、介護保険法の規定に基づく介護事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第9期宇部市高齢者福祉計画期間中の介護保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係する条例の規定について所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

執行部 それでは、その詳細について、御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

介護保険料は、介護保険法の規定による介護事業計画の策定に伴い、高齢者人口や介護給付費などの見込みに応じて、3年ごとに、見直すこととなっています。

このたび、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期宇部市高齢者福祉計画において、3年間を通して必要となる介護給付費のうち、65歳以上の第1号被保険者の保険料で賅うべき総額を算出し、基準額を設定するとともに、介護保険料の所得段階を変更いたします。

資料2ページ、所得段階別介護保険料一覧（新旧比較）を御覧ください。

左側が、現在、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期宇部市高齢者福祉計画、右側が令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期宇部市高齢者福祉計画の所得段階別保険料です。

介護保険料は、本人と世帯員の住民税課税状況及びその算出根拠となっている収入や所得状況により決定いたします。

一覧の中段、網掛け部分、基準額となる第5段階を御覧ください。

第8期宇部市高齢者福祉計画では、月額5,980円でしたが、右側第9期宇部市高齢者福祉計画では、月額6,200円としています。

月額で220円、年額で2,640円の増額ということになります。

新たな基準額の設定に伴い、各所得段階別保険料は、資料のとおり、基準額に、各団体の保険料率を乗じた額となっています。

また、低所得者の保険料上昇抑制を図るため、第9段階以降の該当要件を変更するとともに、所得段階の数を現在の12段階から4段階追加して、16段階としています。

なお、この施行期日は令和6年4月1日となっております。

以上で、説明を終わります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 結局のところ、介護保険料は、第9期宇部市高齢者福祉計画はこれでは上がるということですね。

執行部 はい。基準額のほうが220円ほど、月額上がっております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委員（猶 克実 君） 次の議案でも、これ上がるとなっておりますね。基本的に、今、第9段階の部分を見ると、今まで500万円未満だった人が420万円未満からこの値段になったということだから、実際500万円だった人はその上の段階で来て、かなり値上げが大きいのですよね。これ、今回この急激な値上げになった原因をお伺いします。

執行部 今回なのですけれども、後期高齢者の85歳以上の方が増えている状況、あとそれに伴って給付費が上がっていく。また、介護報酬の改定もありましたので、そういった関係で、今後給付費が上がっていくと予測されますので、それに伴って全体的に、保険料のほうも上がるようになっていきます。

そして、この所得段階については、国のほうが13段階まで示しておりますので、こちらの段階別のほうは、国のほうに合わせております。

以上です。

委員（猶 克実 君） 今これ、議会だよりに記載からしっかりと質問しているので、その答弁がそういうふうに記載のかもしれない。市民に納得できるような説明でお願いしますね。

これ、16段階の段階分けについては、国の仕分けと同じということですか。

執行部 はい。国が示しているのは13段階までなのですが、こちらの低所得者の方の負担を軽減するというのも大切なことですので、それを行うために、ちょっと段階のほうを増やさせていただいて、高所得者の方のほうにちょっと負担を多くするような形になっています。

以上です。

委員（猶 克実 君） 要するに、宇部市は取りやすい高額のほうから取っているということですか。そういうことだと、何というか、高額のほうの人たち、極端にすごい金額が上がっているのですよ。宇部市の方針は、国よりも、高額者のほうに負担として重点を置いたと、そういう意味ですか。

執行部 はい、おっしゃるとおり、今回、16段階に、国よりも、段階を増やしていく。しかも、高額所得者のほうに負担をしていただくということは、今、課長も申し上げたとおりになります。その分、第1段階から第3段階の方に、少しでも負担を軽減するというので、この段階を設定させていただきました。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） だからあれなのだけれども、例えば、前の第10段階の人は700万円未満までの人で14万3,520円、この700万円だった人が、今資料の右のグラフのほうで見ると、第12段階になって17万1,000円になるということですよ。

ということは、3万円近く上がるわけですね、所得が700万円だった人は。要するに、基準が第9段階の500万円未満だったのを420万円未満に下げたということは、多くの人にかかるようになるわけですね。

そうしたら、何と言うか、今、国全体が給料を上げていって、上げろ、上げろという方向になって、上げたら、介護保険のほう、保険料のほうでぱっくり口を開けて待っていたと。

給料が上がった、例えば、月1万円上がりましたといっても、上がった介護保険と税金で皆消えてしまうというか、もっと払うようになりますね。

そういうシステムを一緒に同時につくっているということなのですが、だから、なぜこういうふうにしなければいけなくなったかという説明をしっかりといただきたいのです。具体的に例えば、こういった介護職員の給料が今上がるだろうから、支出が増えるだろうから上げた。今、私「だろう」という話が、私もちょっと困るのですけれども。何か根拠を持って、この査定をされて、計画をされて、今このすごく上がっているということ、私、口で言ったけれども、今初めてびっくりされたわけではないでしょう。やはり12万円だった人が、いや、年間14万円だったか、約18万円を払わなければいけないという、約4万円上がるわけです。給料で月にずっと3,000円以上を値上げした人が全部いってしまうということになるのです。介護保険で1万円上がった人が、所得税も、当然市民税も上がるし、介護保険でそのうち3割が消えるというこ

とです。値上げ分というのはないみたいなものです。だから、ちょっと大き過ぎるのではないかなと思ったのだけれども、それは想定内ですか。

執行部 まず今回の、さきほど課長が説明しました、上がった理由についてですけれども、まず介護報酬が上がったというのが1.59%上がりました。

この報酬については、主には、やはり介護職員さんがしっかり就労が継続できるようにというところで、就労に対する賃金の加算の部分もあります。

それから、もちろん、介護報酬全体については、少し報酬改定というのもございました。

それから、先ほどの保険料算定するに当たって、全体、今後3年間の見通しを立てます、高齢者の分布、先ほど御説明しましたように、今、高齢者の人口は少しずつ減っているところなのですけれども、後期高齢者、75歳以上、そして85歳以上の人口が、まだちょっと増える予定となっております。

そうなりますと、今、認定というのは85歳以上の方から、要するに介護保険を使う方が増えますので、これまでの利用よりは、やはり使う方、そして使う量が増えるということを見込んでおります。今後3年間の見通しを立てたときに、給付費がかなり上がるというところでの、1つ原因がございます。

先ほど言った介護報酬の改定もございます。

そしてもう1つが、介護職員の賃金加算の部分、そういったことを総合的に全部計算をしまして、3年間の見込みを立てております。

このたび策定しておる第9期宇部市高齢者福祉計画のほうに、その試算が載っているのですが、それを全部計算した上で、保険料というのは、全体の給付費のうち半分が公費になりますので、残りの半分について、1号被保険者である65歳以上の方、そして、40歳から64歳までの方というふうに金額は決まってくるので、それを人口で割って出したものがこれになります。

ただ、そのままだったらもう少し上がる予定でしたので、介護予防という、健康づくりをしっかりとやっていって、介護サービスを受けなくても済むように、なるべく、自分の体で動けるときには動いていただきたいし、それがやはり皆さんにとってもいいことだと思っていますので、介護予防もやっていく。

ただ、使いたい方がしっかり使えるような制度にしていけないといけないので、そういった意味では、この保険料ということでの御負担は、やはりやむを得ないところかなというふうには考えます。

以上でございます。

委員（猶 克実 君） それで、500万円の段階のところかというと、2万円ぐらい上がって、700万円ぐらいの段階になると、4万円、最高額4万円ぐらい上がっていますよね。

高所得者のほうに重きを置いて、負担を分散した理由については、先ほど、低所得者のほうの負担を減らすためでしたね。この増額によって、得られる増額分の総額は幾らぐらいを想定されているのですか、この改正の部分で。試算はされてない。

執行部 すみません。増額というのは、給付費全体のという意味ですか。

委員（猶 克実 君） この改定によって、保険料収入ですか、この金額は幾らぐらい、トータルで幾ら増えるという試算を立てているわけですか。

執行部 先ほどの猶委員さんの御質問なのですけれども、一応3年間の見込みとして、給付費全体で約553億円を見込んでいます。そのうち65歳以上、介護保険を支払っていただいている第1号被保険者の方のほうの負担なのですが、こちら全体の23%となっていますので、こちら介護保険料に増額というか、その第1号被保険者に担当していただく金額となると、約127億円ということになります。

委員（猶 克実 君） 今回の介護保険の改定部分だけで、幾ら収入が増えるのですかというのは、分からないのですか。もちろん確定申告を今やっているから、収入の確定は出ませんよ。前年度に比べ、何ぼ収入が増えるだろうという、これが料金改定なのですか。

委員（志賀 光法 君） 保険料だから。

執行部 収入が増えるというよりは……

委員（吉松 剛 君） 前は幾らだったかという話です。

委員長（鴻池 博之 君） 前の3年間の金額ですよ。それと今回の金額の差額が、多分知りたいということですね。

委員（猶 克実 君） およそで結構です。

執行部 すみません。計画上の数字でお答えさせていただきます。

第8期宇部市高齢者福祉計画、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3年間でいうと、この第1号被保険者の方の負担の合計が126億972万円です。第9期宇部市高齢者福祉計画、令和6年度、令和7年度、令和8年度の3年間の第1号被保険者の方の負担の総額が127億3,262万円ということで、1億3,000万円ぐらい違っていると、試算上というところになります。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。志賀委員。

委員（志賀 光法 君） 国では、13段階ということで、これまでぎりぎり等の財産の中での人の負担を減らしたいということで、16段階にされるということですが、気になるのは2点あるのですよ。影響を受ける、今度新しくなる第9段階から第16段階までの対象者が、何名ぐらいいらっしゃるのかと、あと、県内他市が同じようなことをやっているのかどうか。宇部市だけ高所得者が入ってこなくなる可能性があるのも、それが心配で2点だけお伺いしたい。

執行部 ちょっと合計数を出していないのですけれども、まず、この構成される人数と割合のほうで説明させていただいてよろしいでしょうか。

まず、第1段階から第3段階までの低所得者軽減強化に当たる方が、これが令和5年4月1日時点の人数なのですけれども、65歳以上が5万3,765名いるうちの2万1,729名いらっしゃいますので、全体の40.41%。それから、第4段階・第5段階、こちらが1万1,417名いらっしゃいますので、21.24%。それから、第6段階から第12段階、前まで12段階ありましたので、この間の方が1万9,879名で、36.97%。今回増えます13段階から16段階まで、こちらについてが740名ということで、1.38%というふうな構成になっております。

以上です。

委員(志賀 光法 君) 県内他市の状況について。

執行部 はい、すみません。県内他市の状況なのですけれども、まだ、どの市も議会が終わっておりませんので、明確なことは言えないのですけれども、これまでも県内2位の保険料でしたので、上位1位なり、2位なりという状況になるかとは思っています。

委員(志賀 光法 君) 段階の設定は。

執行部 段階数についてはまだ確認がはっきり取れておりませんが、大体、県内、似たような段階になる傾向にあるというのはありますけれども、そこは13段階以降については、各市町での判断となっておりますので多少ばらつきが出るかとは思っております。

以上です。

委員(志賀 光法 君) 人数的には……。はい、すみません、失礼しました。

第13段階から第16段階まで、740名程度で1.38%と少ないかもしれませんが、やはり負担感というのは非常にあると思いますので、やはり県内他市の状況をしっかり調べて、やはり足並みを揃えないと宇部市だけ高いというのであったら、そういう話はすぐに出回りますので、気をつけていただきたいと思います。

以上です。

委員長(鴻池 博之 君) はい、ほかにありませんか。はい、猶委員。

委員(猶 克実 君) もう1点、これ今、税金と違って累進課税ではないのですよね。累進というのは、要するに、420万円とかまでのところは、幾ら幾ら、それから超える部分が幾らとかではなくて、例えば、520万円でもいいでしょうか。520万円の人が14万1,360円、1万円でも増えたら521万円の人は、1万円ほど増えるのですよね、この境ですから。税金のような累進課税みたいな制度だったら、増えた部分に対して、率を掛けるわけだけれども、1万円ぎりぎりのところの人たちが、何か随分損するような気がするのですけれども、これもよそがやっていると同じ、全国一緒ですか、この課税の仕方というのは。

執行部 はい。先ほども申しましたが、こちらの段階別とあとその対象者の区割りの部分については、13段階までは、国のほうが示しておりますので、そちらについては、全国どこでも共通している状況です。

13段階以降のものについてが、市の裁量として認められていますので、こちらの部分は、各市町によって変わるかと思えます。

以上です。

委員（猶 克実 君） もう1つは、宇部市は、13段階から4段階ほど増やした理由を教えてください。よそとは違って、宇部市はこうしたのだという理由を。

執行部 これまで、第8期宇部市高齢者福祉計画も国が示している9段階よりも3段階増やして、12段階としていました。

今回、国のほうが13段階を示しておりますので、同じような負担感を満遍なくと言ったら変ですけども分散させるという意味もあって、第8期宇部市高齢者福祉計画に倣って、国が示す段階、プラス3段階というような形に整理しております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。

委員（猶 克実 君） 宇部市民に説明するようなところで、だからこうしたのですよという、もう少しメリットみたいなものを教えてください。

執行部 あと、宇部市の特徴としましては、先ほど人数割合のほうを説明いたしました。第1段階から第3段階までの方が、国の平均よりも高いという傾向があります。そういったことも考慮しております。宇部市のほうが高いというのがありますので、そちらも考慮しております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号宇部市介護保険条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第28号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件、及び議案第29号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件につきましては関連がありますので、一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第28号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件、及び議案第29号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件についてですが、これは、厚生労働省令の改正に伴い、条例を改正するものです。

議案第28号及び第29号について、改正内容が重複しておりますので、併せて御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

執行部 それでは、その詳細について御説明いたします。

要介護者に対し、可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるよう、在宅サービスの計画作成や、サービス事業者との調整などを行う指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準について、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

それでは資料3ページを御覧ください。

今回、条例の名称が長いので、資料の中で議案第28号のほうを①、議案第29号のほうを②というふうに表記をさせていただいております。

では、初めに、1、運営基準等の改正の基本的な考え方ですが、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化、推進、自立支援、重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた、働きやすい職場づくり、制度の安定性、持続可能性の確保を基本的な視点として、①議案第28号については平成11年厚生省令第38号、②議案第29号は平成18年厚生労働省令第37号が一部改正されたことに伴い、条例の所要の整備を行うものです。

次に、主な改正箇所について説明をいたします。

資料の5ページ、6ページに、今回の変更箇所を議案ごとに整理した表がございますので、御参考にしていただければと思います。

説明については、引き続き、資料3ページのほうを使って説明してまいります。

まず1番目、ケアマネジャー費、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直しについてです。

これは、基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに置くことが必要となる常勤ケアマネジャーの人員基準を見直しするものです。

①議案第28号については第6条第2項及び第3項が、これに該当します。

次に、管理者の兼務範囲の明確化です。

これは、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除するものです。

①議案第28号議案28号の第7条第3項が、これに該当します。

続いて、(3)支援提供時の説明事項に対する理解等取得義務の緩和です。

これは、事業者の負担軽減を図る観点から、説明事項の一つである前6か月のサービス利用割合等に対し、利用者等の理解を得ることについては努力義務とするものです。

① 議案第28号の第8条第2項及び第3項が、これに該当いたします。

資料4ページを御覧ください。

(4)身体的拘束等の適正化の推進です。

これは、身体的拘束の適正化を推進する観点から、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、また、身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならないというものです。

①議案第28号の第9条の2、②議案第29号においては第14条の3が、これに該当いたします。

続いて、(5)人員配置の見直しです。

これは、これまで地域包括支援センターが行ってきた介護予防支援事業に民間主体の参入が可能になったことから、事業者ごとに介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置の基準を定めるものです。

②議案第29号の第6条及び第7条が、これに該当いたします。

次に、(6)本事業に民間主体の参入が可能になったことによる所要の整備です。

これは(5)の人員配置の見直しと同じく、これまで地域包括支援センターが行ってきた介護予防支援事業に民間主体の参入が可能になったことから、条例中の担当職員や指定介護予防支援事業者に文言を追記するなど、整備をしています。

②議案第29号の第8条第3項及び第10条第1項が、これに該当いたします。

こちらの施行年月日につきましては、令和6年4月1日です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長(鴻池 博之 君) 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委員(五十嵐 仁美 君) 結局のところ、介護労働者の不足を、不足していて今どうしようもない状態を、規制緩和をすることによって、それが認められるというふうな改定ですよ、ということでもいいのですか。

執行部 今回の改正については、働く現場、そちらのほう働きやすいようにということで、こちらを考慮した改正です。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） それによって、結局のところ、そのサービスを受ける側にとっては、やはりサービスが低下する、質の低下ということにつながりませんか。

執行部 そちらに、介護施設等で働いている方の状態を整えば、それに応じて、サービスも提供できるというふうに考えております。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） サービスの質は低下しないということですか。これが通っても。

執行部 サービスの低下にならないように今後こういった、介護の制度が継続できるようにというのを考えての改定ですので、サービスの低下というふうには、捉えておりません。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第28号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

本件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第28号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

本件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 29 号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第 30 号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件、及び議案第 31 号指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 30 号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件、議案第 31 号指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件につきまして、これは厚生労働省令の改正に伴い、条例を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

執行部 それでは、詳細について説明いたします。

地域密着型サービスは、認知症高齢者や、中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系で施設などの規模を小さくし、利用者のニーズにきめ細かく応えることを目的としています。

原則、事業所が所在する市町村の被保険者のみ利用でき、その市町村が事業者の指定や監督を行います。

このサービスの人員、設備及び運営等について、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

それでは、資料 7 ページを御覧ください。

こちらの資料につきましても条例名が大変長いものですので、議案第 30 号のほうを①、議案第 31 号のほうを②というふうに表記させていただいております。

初めに、1、運営基準等の改正の基本的な考え方ですが、先ほどの議案第28号、第29号と、同じ内容となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、2、主な改正箇所について、説明いたします。

9ページから12ページには、議案ごとに変更箇所を整理した表がございます。

また、13ページには、地域密着型サービスの概要や種類を整理しておりますので、参考にいただければと思います。

説明につきましては、引き続き、資料7ページに沿って行っていきます。

(1) 管理者の兼務範囲の明確化、これは、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の事業所等の要件を削除するものです。

①議案第30号の第8条や②議案第31号の第8条等が、これに該当いたします。

次に、(2) 身体的拘束等の適正化の推進です。

これは、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、(ア) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の設置、指針の整備、研修の実施)を義務付けるものです。(イ) 訪問系サービス、通所系サービスについては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものです。

① 議案第30号の第11条の2及び第42条第3項、②議案第31号につきましては、第17条の3及び第29条第3項がこちらに該当いたします。

資料の8ページを御覧ください。

(3) 管理者の兼務です。

これは提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととするものです。

①議案第30号につきましては第38条第1項及び第74条第1項、②議案第31号につきましては第25条第1項が、これに該当いたします。

次に、(4) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化です。

これは、テクノロジーの活用等により、介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設において置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要介護者である利用者の数が3、またはその端数を増すごとに0.9以上であることとするものです。

①議案第30号の第53条第11項がこちらに該当いたします。

次に（5）緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付けです。

これは、高齢者施設等と医療機関の連携強化の観点から、介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また1年に1回以上見直しを行うことを義務付けるものです。

①議案第30号の第61条の2がこれに該当いたします。

（6）介護療養型医療施設の廃止です。

これは、平成30年（2018年）に介護医療院が新設されたことに伴い、廃止となった介護療養型医療施設の経過措置期限である令和6年3月31日を迎えるに当たり、介護療養型医療施設を削除するものです。

①議案第30号では第7条第5項に、②議案第31号については第24条第6項などが、これに該当いたします。

施行年月日につきましては、令和6年4月1日となっております。

以上で、説明を終わります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美 君） 毎回ちょっと順番にいきたいと思うのですが、身体的拘束等の適正化のための措置というのが義務付けられたのですが、これまでこういう義務付けというのはなく、運営が行われていたということですか。

執行部 こちらの条例等にはなかったのですが、やはり身体的拘束というのは原則的にはやってはならないものなのですが、御本人の安全確保のため、自分で立ち上がって動けない人が車椅子から立ち上がろうとしてこけたりとか、あと点滴が必要な方が、点滴を打っておかなければいけないのに引き抜いたりとか、そういったことがあってしまうと、御本人が被害を被りますのでそういったことを防ぐために、やむを得ない状況というのがあるかと思えます。そういったときには、きちんとルールに基づいて行うようにというのが今回のものでございますので、適正にそういうふうな対応ができるように、今回こういった条例の項目のほうを追加されました。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 次に、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用とかをすることによって、それが、働く職員の負担軽減が行われていると認められた場合には、看護職員とか介護職員などの合計数をちょっと減らすことができるというふうになっているのですが、これは、こういうものを使ってこうすればというその具体的な基準というか、認める基準というのは何かあるのですか。

執行部 すみません。今詳細な基準というのは、申し訳ありません、私、把握していないのですけれども、取組内容とかは、その具体的な条件というのはすみません、確認しておりません。

ただ、こちらが認められれば、現行は、利用者3人につき職員1人ということで、30名いらっしゃれば職員が10名、それが今後は、利用者が30名の場合は職員9名で対応できるというふうにしております。なので、その1名分をこういったテクノロジーなど、そういったものを活用して、補うという形になるかと思えます。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） それをきちんとそういう対応ができる体制にあるというふうにして認めるのはどこが認めるのですか。

執行部 こちらの地域密着型サービスについては、先ほど説明申し上げましたように、市が申請を受けて承認するものですので、私どものほうが確認するようになります。ですのでこちらについては、どういった条件で認めるものなのかというのはしっかりと確認をして、執行していきたいと思っております。

以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 次に、緊急時に、配置医師とか協力医療機関の協力を得て定めるという緊急時の対応方法ですね、1年に1回以上見直しを行うことを義務付けるとあるのですけれども、これも今までこういうのはなかったのですか。

執行部 今回、新たに、義務付けるということですのでこれまではなかったものでございます。以上です。

委員（五十嵐 仁美 君） 今回こういうことを義務付けられるようになったということはこれまでいろいろ問題が生じていてきちんとやらなければならないというところで、多分強化されてきたのだと思うのですけれども、だからこの辺はいい改正かもしれないのですけれども、その前のほうの、ちょっと兼任とか、何か兼務とかがちょっと緩くなっているなという感じはあるので、その辺りのところはやはりきちんと管理というとおかしいのですけれども、その辺がちょっとおろそかになる可能性もあるのではないかなという懸念があるのですけれども、そのあたりというのはどうなるのでしょうか。

執行部 こういった改正につきましては、やはり人材不足というのが大きく影響しているかと思っておりますので、そちらの分でも市としても取り組んでいきたいと思っておりますし、各事業所が健全な運営がされているかどうか、こちらについては定期的な監査等も行っておりますのでそういったところで確認をしていきたいと思っております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、表決に入ります。

まず、議案第30号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

本件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第30号指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数であります。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

本件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第31号指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第32号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 続きまして、議案第32号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件についてです。

これは、国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げ、退職者医療制度の廃止、その他所要の整備を行うものです。

詳細は担当課長に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、お手元の健康福祉部資料に沿って御説明をいたします。

15ページを御覧ください。

まず第1点、本条例の改正の趣旨についてですが、今回の改正は、上位法である国民健康保険法及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

続きまして第2点、改正内容についてです。

まず、(1)国民健康保険法施行令の一部改正の関係ですが、これには2つの改正がございます。

まず1つ目のアについてですが、保険料の賦課限度額の引上げについてです。

国民健康保険料は、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の3つの額の合計となります。

このうち、このたび後期高齢者支援金等賦課限度額を22万円から24万円に2万円引き上げようとするものです。

なお、後期高齢者支援金とは、後期高齢者医療費に充てるための、現役世代等からの支援金のことであり、後期高齢者医療費の約40%をこの現役世代からの支援金で賄っております。

また、賦課限度額が引上げられるということは、より高所得者に負担を求めようとすることを意味しています。

参考資料として、令和以降の賦課限度額の推移を記載しています。

次に、2つ目のイについてですが、5割軽減及び2割軽減に係る保険料軽減判定所得基準額の引上げについてです。

国民健康保険料については、所得の少ない方に対する保険料軽減措置として、被保険者均等割額及び平等割額の7割、5割または2割を軽減する制度があります。

今回、このうち5割軽減及び2割軽減について、より軽減に該当しやすくなるよう、基準額が引上げられるものです。

なお、軽減により減額された保険料については、公費、具体的には県4分の3、市4分の1の割合で補填されます。

続きまして、16ページを御覧ください。

次に、(2)国民健康保険法の一部改正の関係ですが、これは退職者医療制度の経過措置の終了に伴う条文の整理についてです。

退職者医療制度とは、医療費の多くかかる高齢退職者が被用者保険から国民健康保険に移ることにより、国民健康保険へ過度の負担がかかることから、国民健康保険の財政調整措置として、昭和59年に創設されたものです。

その後、平成20年度に前期高齢者医療制度が創設され、65歳から74歳までの前期高齢者については、被用者保険と国民健康保険との間で財政調整が行われることとなったため、退職者医療制度は廃止されましたが、平成26年度までに、新たに適用された人が65歳に達するまでの間は、制度が継続する経過措置が設けられました。

経過措置は、対象者が1人でも存在すれば継続するため、最長で令和7年度まで継続することが見込まれていますが、現在、対象者数は激減しており、国民健康保険の財政を支えるという本来の役割を終えている上、最後の1人についてまで調整を行おうとすることは、制度の維持に要する労力や経費等に鑑みると、極めて不合理であるため、現在の対象者が全て対象から外れるのを待たずに、経過措置を前倒しで終了するものです。

続きまして第3点、施行日についてですが、これについては、国民健康保険法及び同法施行令の改正規定と同様に、令和6年4月1日としております。

最後に第4点、経過措置についてですが、改正後の条例の規定は令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例とするものです。

御説明は以上になります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第32号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(10) 元職員による生活保護費横領等事件への対応について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君） それでは、次に、議案第49号調停の成立についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さんこんにちは。教育委員会です。よろしくお願いします。

それでは、議案第49号調停の成立について、教育施設課長から説明をさせます。

執行部 教育施設課です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第49号調停の成立について、御説明します。

このたびの議案は、平成29年6月に宇部市立桃山中学校において発生した高圧ケーブル切断事故により、市がケーブルの所有者であるUBE株式会社に支払った解決金について、その一部を負担してもらうため、市が事故の利害関係人を相手方として、山口地方裁判所に申し立てた調停について、調停委員会から示された調停案に基づき、その成立を図るため、市議会の承認を求めるものです。

まず、この議案の提出に至った経緯を御説明します。

平成29年6月29日に、桃山中学校新体育館建設に伴う柱状改良工事中に、UBE株式会社所有の高圧ケーブルを誤って切断する事故が発生しました。

事故発生後、市とUBE株式会社の間で、損害額や事故の責任割合について協議を進めましたが、結果的には、令和元年10月7日にUBE株式会社から、山口地方裁判所に調停を申し立てられることとなりました。

当該調停については、令和4年6月議会で承認をいただき、令和4年7月14日に成立し、市が利害関係人の過失分を含めた解決金2億6,849万2,915円を令和4年8月12日に支払うことでUBE株式会社との問題は解決に至りました。

その後、利害関係人である株式会社翔設計及び株式会社島田工務店に対して、利害関係人側の過失分として、解決金の一部、1,342万4,645円の負担を求め、負担額について、双方代理人弁護士を立て、協議を進めてきましたが、合意に至らなかったため、公正な中立な立場で金額を示してもらえる調停での解決を図ることとし、令和5年3月議会で承認をいただいた上で、令和5年4月28日に、利害関係人2者を相手方として、山口地方裁判所に調停の申立てを行いました。

裁判所では、計3回の調停が行われ、令和6年1月26日に、このたびの調停案が示されたところでした。

このたびの調停案は、双方の主張や意見を踏まえた上で、調停委員会から、公正中立な立場で示されたものであり、相手側も合意の意思を示されていることから、当該調停案に基づき、調停の成立を図るため、議案を提出させていただいたものです。

次に、調停案の要旨ですが、詳細は議案の4、調停条項にお示しした内容になりますが、簡潔に言いますと、事故の利害関係人である相手方2者が連帯して、令和6年4月30日までに解決金200万円を市に支払うことで解決を図るものです。

なお、本調停については、議会の御承認をいただければ、次回開催の調停委員会において成立となる予定です。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員（猶 克実 君） これはどうしても言いたかったことがあるので、この件について、意見も含めて質問を1つします。

多分、僕は、この裁判の調停の中身についてどのような調停の話があったかというのは知らないのですが、これは私も専門の立場として意見を言ってからちょっと聞くのですが、設計監理者の仕事として、設計者に責任が——共同で、施工業者と設計したと同じ1つの組で負担を求めているのですが、私は設計の立場からすると、この地中に電線があることについてですが、地盤調査の項目にはありません。ないというのは、通常の道路とかであったら、当然やるのですが、一般の個人の土地に何を埋めていたかというのは、市がやっていた、持ち主自身が、何かに残してもらわない限り、何も無いところを調査するというのは、業務に含まれていません。

だから、本来、設計監理に何で責任あるのかなというのを私はちょっと疑問に思っていました。

ところがですね、一方、施工業者のほうは、重機によるオペレーションで掘削しているわけですが、もし、これが、例えば重要な文化財の遺跡だったときにどうかということを考えると、今回のケーブルは試掘作業と書いてあるのですが、試掘作業する場合にはオペレーションのホッパー（注釈：処理物、搬送物を入れる容器の役目をするもの）があります。運転手とホッパーの先端には人が必ずつかないといけない。もし、そこに人間の死体でも埋まっていたかあれば、オペレーターからは見えないから、先端のホッパーのところに人が立つというのが施工のほうの常識なのですよ。

だから、もしその人がいたら、ケーブルを切らなくて済んだはずですが。埋まっていることが分からなくても、試掘作業であったのだから——試掘作業の場合、絶対に、先端のオペレーターが勝手に掘ることはあり得ないことをやっているのですよ。下請業者がね。

だから、本当は業者が掘ったところの下請業者のオペレーターの人が監督して、ホッパーに現場監督の人がつくのですが、その人がいない間にやってしまったということなのです。

だから、本来はもっと責任が重たいのですよ。電線を埋めていることを、市が記録に残してなくて、工事設計監理者に伝えてなかったことも重要な過失でしたけれども、掘っている当事者も試掘作業で、オペレーター、プラス先端に監督がいなかったということは、重大な過失です。

ところが、この200万円だからすごい安いなと思ったのですけれども、1つ、そこで質問なのです。そこまで言って、質問です。

調停をした相手方の島田工務店と翔設計について、私たちは過失がある場合には保険に入っているのですけれども、相手方の過失割合において、保険会社のほうが話合いの相手になっていたのでしょうか。それとも、保険には入っておられず、島田工務店または翔設計が交渉の相手だったのですか、どちらですか。

執行部 保険会社が相手ではなくて、島田工務店さんと翔設計さんが立てられた弁護士と話合いをしております。

以上です。

委員(猶 克実 君) 保険は入っておられたのですか。入っておられなかったのか、それは分からないのですか。

執行部 島田工務店側は、保険に入っていらっしゃったようです。ただそれはちょっと私が実際にその証書とかを確認したわけではなく、聞いた話なので、ちょっと確実なお話ではないですけれども、入っていたというふうに聞いております。

翔設計さん側は、設計事務所の業務において、こういうときに適用される保険というのが、ないのではないだろうかというふうな話を聞きました。

委員(猶 克実 君) 私が詳しく説明すると、私たちが入っている保険は、こういうふうに、裁判所や調停の判決が出たことによって、確定すれば出る保険——言葉で幾ら出すよという話ではなくて、こういう調停、また裁判所に基づいた決定が出たことを根拠にして、出る保険です。

執行部 申し訳ございません。そちらの保険に関しては、翔設計側のほうに確認をとっておりません。

委員(猶 克実 君) もっと言えば、先ほど1番最初にも言ったように、設計監理者にはほとんど責任がないと思うので、200万円の負担割合が、どちらかということだけなのですけれども、今、設計側の判断からすると過失がないと思っていますから、保険で負担される、あった部分は保険で出るのですけれども、ほとんど出ないですね。ないと思います。私はないと思います。

ただ、先ほど言ったように掘った当事者は、やはりかなり責任が重たいのではないかと考えています。

この200万円について、私は反対するわけではないですよ。ここでお話が落ちついたというのであれば、けれども、どういう経緯で、その責任の話し合いがあったのかということ、本当に早く話合いを……。私も専門家だから、お伝えしたかったのですけれども、話す機会がないか

ら、今日話しているのですけれども、施工者側には保険はないと、そういうことで決まったということですね。

執行部 施工者側というか島田工務店、こちらについては、私どもが確認している情報ですと、保険には加入されているということで聞いております。

ただ、契約上、業務によって第三者に与えた被害については、施工業者あるいは委託業者が責任を負う形になってはいますが、それは、市側に責任がない場合、発注者側に責任がない場合ということで、このたびについては、市の学校に、発注者側の責任が大きいということと、あと保険については、確認している情報では100万円か出る金額ということで聞いております。

ですから、このたびの調停において、市と相手側との利害関係人はこの200万円をもって解決をする、全てをもうなしとするという形ですので、その保険については財源としても活用されるか、あるいはその保険が実際に出るかどうかというようなところまでは把握はしていないところでございます。

以上です。

委員(猶 克実 君) もう1つ最後に、先ほど言った重機でのオペレーションに当たって、先端に人が立たないといけないということは、調停のときに主張されましたか。誰も専門家の人がいなかったのではない、話合いに。

執行部 猶委員の御指摘の試掘ですが、試掘を失敗していたのではないかという考え方なので、すけれども、UBE株式会社と調停をしているときから、それは主張しているのです。

結果的に、それが過失だというふうに主張する場合、主張するほうが、それを全部立証していかななくてはならない。それが、今回の調停のときでも、宇部市側がそれを立証するのは、なかなか少し難しいのではないかと、裁判所のほうから意見を頂いております。

それと、翔設計に関して、通常、土地の中の埋設電線を調べることはないのではないかとのお話です。私もそう思います。

これが、今回の調停の1つの争点ともなったのですが、宇部市の担当者が、設計を依頼したときに、一緒にちょっと道路を見て歩いたそうなのです。そのときに、びょうが打ってあったと。そのびょうについては、その場では双方関心が深くなかったようなのですけれども、そのびょうというのがあるのであればですね、どちらのほうに向かっていっているのか、確認をしてもよかったのではないだろうかというような主張をしております。

通常、敷地内での地下埋設物というのは、御指摘のとおり、土地の所有者から、ここに入っているかもしれないとか、または表示ぐいがあるとかではないと分からないと思います。

以上です。

委員(猶 克実 君) 私は今UBEとの調停の話をしてないのですよ。UBEとの調停と、今回の設計事務所と工務店との調停の話は全く別で、UBEと宇部市の関係でいうと、宇部市の

ほうが悪いに決まっているのですよ。やられてしまったので。あれがもし電線ではなくて、遺跡とか死体であるとか、それからいろいろなことだったらどうかなと考えたらオペレーターがいない——UBEのほうとは関係ないですが、行政のほうとオペレーターが立たなくて掘ったということ。特に、これ以外の報告書によると、工務店の監督がいないときに、勝手にオペレーターが掘っていったというふうにした文書がありましたよね。そこが1番大きなポイントで、宇部市対施工業者からすると、監督がいないところで下請けのオペレーターが勝手に掘っていったというふうにしてあったのですよ。そこについての交渉の話があったのかなというので、あったか、なかったかを確認している。

だから、本当に重機で掘るといふことの作業手順とか、これは、建築指導課に行ったら分かりますよ。担当者が要るのかどうかというのは、重要な問題です。重要な文化財の遺跡であったら、もう大変なことになってしまうのですが、そういう過失が本来あったのですか。そういう施工はありましたか、それともなかったかのだけを……。この200万円に反対するわけではなく、決まったことで反対はしませんけれども、きちんとした調停の話合いがあったのかということにはちょっと疑問に思っ、お聞きしているわけです。

執行部　　ちょっと猶委員さんのほうの御質問に明確にお答えする形になるかどうか分かりませんが、このたびの200万円を調停委員会が提示した根拠というか、そこについてちょっとお話をさせていただきます。

ひとつ、市の主張としましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、設計事務所については、営繕課の職員と、校門の前にあるケーブルの地下埋設の表示のびょうを見られた上で、学校内にも予見可能性があったのではないかと。それに対して、市側に確認をされる必要があったのではないかとということで、その調査義務についてのことを、過失の理由といたしました。

それと、工務店につきましては、猶委員さんが言われるとおり、試掘の際に、注意義務違反があって、硬いものに当たったときにそのまま掘り進められたという、試掘に当たった調査義務違反があるということで、過失があるということで、調停委員会のほうでも、求償金の請求の調停を申し上げたところでございます。

これに対しまして、調停委員会の意見としましては、先ほど立証が要るところがありましたけれども、設計事務所については、びょうの存在を把握したということを確認には否定できないということで、全く過失がないということまでは否定できないという形の御意見です。

それと、工務店につきましては、試掘をされる際に、ケーブルを保護する硬いトラフに当たったという形なのですけれども、このトラフが当たる前にもその地層に行くまでに、硬い岩盤層とか岩とかがあったりとか、あるいは、新興産側のほうで、ケーブルの存在を明示する埋設シートというのがあるのですけれども、これが、トラフの直上にあったということですので、仮にそこに当たったとしても、当たった瞬間にその掘削を即座に中止することが難しかったのではないかと

ということで、調停委員会としてはそういう見解を示されて、このたび200万円という金額を示されたところです。

なお、二者、施工業者側と設計事務所側の負担割合については、明確には示されておりませんので、ここは、共同不法行為者として、内部の中で検討していただくという形になると思います。以上です。

委員（猶 克実 君） もう調停が終わった話なので、後から言ってもしょうがないのですが、先ほども、先ほど硬い物に当たっていたとしても、止められるかどうかという議論をされたということで、私が言っている話は全然通じてないのですけれども。

オペレーションに当たり、先端に人間が立っていたら、止められるのですよ。人がいたら、試掘だからいなければいけないのですよ、先端に。重機のオペレーターが操作してしまったから止められなかった。けれども、人が立っていたら、何かあるからと止まるのですよ。

その話合いがなかったのではないですか。もう終わった話だから、止めなかったというのはオペレーターだけで単独でやったらそうだと思うのですよ。人がいなければいけない先端のところに人がいなかったのです。立ってないといけない。

今度、見てください。第2期庁舎で重機で掘ったときに、必ず先端で人が見えていますから。ちょっと残念なのですけれども、もっと早く言えばよかったけれども。いや、前回もどこかで話しています委員会で。オペレーターが単独でやるのではなくて、特に試掘であったら、絶対にいなければいけない。人がいたら止められたのです。それは残念ですけれども。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第49号調停の成立について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君）　　ここで、暫時休憩をしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（鴻池 博之 君）　　それでは、再開は午後１時としますので、よろしくお願ひいたします。

———— 午後零時１０分休憩 ————

———— 午後零時５５分再開 ————

（１２）宇部市立小中学校適正規模・適正配置に係る答申について、執行部から報告があった。

（１３）「宇部市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の改正について、執行部から報告があった。

（１４）宇部市新火葬場整備運営事業の進捗状況について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君）　　以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（鴻池 博之 君）　　以上で、委員会を閉会いたします。

———— 午後１時２６分閉会 ————

令和６年３月７日

文教民生委員会委員長　　鴻池 博之